

令和 7 年 7 月 4 日

保護者の皆様

井原市立芳井中学校
校 長 今 井 浩

芳井中学校の校則について

小暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

このことに関しまして、入学説明会で配付しております「中学校入学案内」に記載しております「学校生活」の内容、本年度の生徒総会で生徒から出た意見等をふまえた内容についてお知らせします。

○校則について

文部科学省「[生徒指導提要（令和 4 年 12 月改訂）](#)」によると、校則について次のように示されています。

- ・校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。
- ・校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。
- ・校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。
- ・校則の見直しを検討する際に、児童・生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられます。児童生徒が主体的に参画することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものと考えています。

○校則のホームページ(学校用・生徒用)への掲載について

上記のことをふまえ、本校では、生徒会設置の「目安箱」の意見等について、学級討議を踏まえて生徒総会で議論し、よりよい学校生活について考えています。現時点での「[芳井中学校の校則について](#)」掲載しておりますのでご確認ください。

【連絡先】

井原市立芳井中学校
Tel:0866-72-0059